

No	項目	質問	該当サービス種別	要綱・マニュアル該当箇所	回答
1	目的	この給付金の交付金額はどのような目的で決められているか。	共通	・要綱第1条、第3条 ・マニュアル第2、第3	この給付金は、障害福祉サービス等を提供する事業所の令和8年4月～令和9年3月における食材費の高騰による影響を軽減することで、事業所の安定的な運営を支援するとともに、利用者負担が増加することを防ぐためのものです。そのため、給付金の交付額については、事業所のサービス種別ごとに異なる算定方法を用いています。
2	目的	この給付金の交付を受けた場合には、 食材費の高騰 などを理由とした 食費 の値上げはできないのか。	共通	・要綱第1条 ・マニュアル第2	この給付金の交付を受けた場合には、令和8年度において、この給付金を活用することで賄える限り、食材費の高騰を理由とした値上げ等を行わないようにお願いいたします。 ただし、この給付金を活用しても、値上げを行わなければ事業運営に支障がある場合の値上げ等を禁止するものではありません。
3	目的	昼食の提供を外部委託により行っている。この給付金を活用して、委託先業者への委託料を引き上げることは可能か。	共通	マニュアル第2	この給付金の目的に沿うものとなりますので可能です。委託先業者による適切な食事提供につながるよう、ご活用ください。
4	交付対象	令和8年3月1日から休止している事業所があるが、交付対象になるか。	共通	・要綱第2条第2号 ・マニュアル第3(1)ア	令和8年4月1日時点で休止している事業所は対象外です。休止していない事業所分のみ申請してください。
5	交付対象	令和8年4月30日をもって廃止する事業所があるが、交付対象になるか。	共通	・要綱第2条 ・マニュアル第3(1)イ	令和8年4月1日時点では運営している事業所であっても、交付決定日までに廃止する事業所は対象外となります。 ※交付決定日は未定ですが、交付申請から概ね2週間後を見込んでいます。
6	交付対象	令和8年4月1日から開業する事業所があるが、交付対象になるか。	共通	・要綱第2条 ・マニュアル第3(1)ウ	交付対象外となります。

No	項目	質問	該当サービス種別	要綱・マニュアル該当箇所	回答
7	交付対象	1つの事業所で、生活介護と就労継続支援サービスを提供している場合、2つの事業所として交付対象になるか。	通所系サービス	・要綱第3条別表第2【障がい区分】1 ・マニュアル第3	1つの事業所で、区分 1 のサービスを複数提供している場合は、それぞれのサービスごとに交付対象となります。 ただし、年間を通じて昼食の提供を行っているサービスのみ交付対象となります。
8	交付対象	1つの事業所で、児童発達支援と放課後等デイサービスを提供している場合、2つの事業所として交付対象になるか。	通所系サービス	・要綱第3条別表第2【障がい区分】1 ・マニュアル第3	放課後等デイサービス事業所は交付対象外です。 児童発達支援事業所において年間を通じて昼食の提供を行っている場合のみ交付対象となります。
9	交付対象	共同生活援助事業所で短期入所を提供している場合、短期入所分も対象となるか。	居住系サービス	・要綱第3条別表第2【障がい区分】2 ・マニュアル第3	施設入所支援や共同生活援助と同一事業所にて短期入所を提供している場合は、施設入所支援等の入居者数に短期入所利用者も含めて申請してください。
10	給付金額	通所系サービス事業所で、昼食を提供していない場合、給付金額の算定はどうなるのか。	通所系サービス	・要綱第3条別表第2【障がい区分】1 ・マニュアル第3	通所系サービス事業所で、 食事の提供を行っていない場合は、本給付金の対象となりません。
11	交付申請	給付金の振込口座は、申請者と異なる名義でも良いのか。	共通	・要綱第4条様式第1号	交付申請の申請者と、給付金振込口座の名義人は同一である必要があります。
12	交付申請	交付申請書と一緒に提出する書類は何か。	共通	・要綱第4条様式第1号 ・マニュアル第7(3)	申請事業所一覧表（様式第1号別紙1）と通所者数算定シート（様式第1号別紙2）となります。なお、通所者数算定シートは、通所系サービスを運営している場合のみ必要です。

No	項目	質問	該当サービス種別	要綱・マニュアル該当箇所	回答
13	交付申請	交付申請時に提出しない資料などは保管していなくても良いか。	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・要綱第6条～第8条 ・マニュアル第9 	申請時に提出を要しない資料であっても、給付金算定の根拠となる通所者数や入所者数を示すサービス提供記録や給付金の使い道を示す収支関係の書類等は、令和8年度終了後から5年間は保管しておいてください。なお、要綱第7条に基づく調査等の際にこれらの書類が確認できなかった場合には、交付決定が取り消され、給付金の返還を求める場合があります。
14	振込み	事業所ごとに振込口座を分けてほしい。	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・要綱第4条様式第1号 	希望する振込口座ごとに交付申請書（様式第1号）を提出してください。 ※申請者は法人名となります。
15	振込み	交付申請を行ってから、給付金が振り込まれるまで、どれくらいの期間がかかるか。	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・要綱第5条第2項 ・マニュアル第7(5) 	交付申請を受け付けてから、交付決定まで、概ね2週間程度かかります。交付決定後に振込み手続きとなりますので、交付申請から振込みまで、おおむね3週間程度かかります（事務処理の都合により前後する場合があります。）。